

固定資産税納税通知書（課税明細書）での補助対象かの確認方法

※納税通知書（課税明細書）毎年4月初旬に固定資産の所有者宛てに送付されています。

表紙

申請時の所有の確認のため、必ず**最新年度のもの**をご用意ください。

794-XXXX
愛媛県今治市別宮町〇丁目X-XX

令和〇年度
固定資産税納税通知書

通知書番号
62XXXXXXXX

課税標準額	税額(4)× $\frac{1.4}{100}$
土地(1) XXXXXXXX 円	XXXXXXXX 円
家屋(2) XXXXXX 円	新築軽減税額 円
償却資産(3) 円	年税額 XXXXXX 円
計(4)…(1)+(2)+(3) XXXXXXXX 円	

左記の各期ごとの納付額をそれぞれの納期限までに納付してください。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	全期前納
納期限	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日
期別 納付額	XXXXX 円	XXXXX 円	XXXXX 円	XXXXX 円	XXXXXX 円

ここに名前の記載のある方が申請を行うことができます。

記載のある方が亡くなった場合は、相続済みの場合は相続をされた方、未相続の場合は相続権の有する方が申請を行えます。（申請時に記載の方が亡くなっていることが分かる資料を添付してください。）

【名前の後ろに“外”や“外〇名”の記載がある場合】

①“外”の一文字のみ記載がある場合は、所有者が亡くなっており未相続の場合です。“外”の前に記載のある方のほかに、亡くなった所有者の相続権を有する方であれば申請を行えます。（記載のある方以外が申請の場合は、相続人であることが分かる資料を添付してください。）

②“外〇名”の記載がある場合は、共有で所有している場合です。“外〇名”の前に記載のある方のほかに、共有者の方が申請を行えます。（記載のある方以外が申請の場合は、共有者であることが分かる資料を添付してください。）

※家屋の課税標準額が決められた基準を下回る場合、家屋の固定資産税がかからないため、家屋について記載されない又は納税通知書が送付されません。その場合は、固定資産税の名寄帳や評価証明書、登記簿謄本などを添付してください。

（名寄帳、評価証明書は市役所2階の資産税課や各支所住民サービス課の窓口にて、本人や委任を受けた方が取得できます。※取得には一件300円の手数料が必要です。（4月1日から第一期の納期限までは、名寄帳のみ無料））

2枚目以降

固定資産税（土地・家屋）課税明細書

令和〇年度

愛媛県今治市

通知書番号 62XXXXXXXX

納税義務者名

耐震 太郎 様

区分	所在地		地積・床面積(m ²)	建築年	特軽	税相当額(円)	家屋番号	符号
	登記地目・種類	課税地目・構造	評価額(円)	課税標準額(円)		軽減税額(円)	前年度課税標準額(円)	住宅区分
土地	別宮町〇丁目X-XX		150.00		有	XX XXX		
	宅地	宅地	X XXX XXX	X XXX XXX			XXX XXX	一部住宅
土地	別宮町△丁目X-XX		80.00			XX XXX		
	畑	畑	X XXX XXX	XXX XXX			XXX XXX	住宅以外
家屋	別宮町〇丁目X-XX		100.00	S50		X XXX		X番XX
	居宅	木造2階建	XXX XXX	XXX XXX				
家屋	別宮町〇丁目X-XX		60.00	S52		X XXX		X番XX
	居宅	木造1階建	XXX XXX	XXX XXX				
家屋	別宮町〇丁目X-XX		50.00	H10		XX XXX		X番XX
	倉庫	木造1階建	XXX XXX	XXX XXX				

課税明細書の見方については、裏面をご覧ください。なお、課税明細書は再交付できませんので、大切に保管してください。

(注)償却資産の課税明細書は添付していません。

①区分

⑥建築年

家屋	別宮町〇丁目X-XX ← ②所在地	⑤床面積 → 100.00	⑥建築年 → S50
	居宅 ← ③種類	木造2階建 ← ④構造	XXX XXX

① “家屋”であることを確認してください。

②ここに記載の所在地を申請書に記載してください。（地番表記ですので、住所表記と異なる場合があります。）

③“居宅”や“併用住宅”などの住宅が対象です。併用住宅の場合は、床面積の過半以上を居宅の用に供している必要があります。（“店舗”などの記載がある家屋で、現在住宅の用途のみに使用している場合は、対象となるか個別に確認しますので、建築住宅課にご相談ください。）

④木造の建物で2階建て以下の建物が対象です。

⑤増築がない場合はこの床面積を記入してください。同じ構造の増築分がほかに記載されている場合は、その面積を含めた面積を記入してください。

500㎡以下の建物が対象です。

⑥S56年5月以前に着工したものが補助の対象です。（S56年の記載の場合、5月以前に着工された住宅であることが分かる資料が必要です。資料がない場合は建築住宅課にご相談ください。）
建築年に“不明”の記載がある場合は、S56年5月以前に着工したことが分かる資料を添付いただくか、建築住宅課にご相談ください。

※枠組壁工法・丸太組工法・大臣等の特別な認定を得た工法の住宅は対象外です。

※その他、接道要件を満たしていないなど、明らかな違反がある建物の場合、耐震診断の補助の利用ができない場合があります。